



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
……(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……一
- 特定計量器定期検査の実施
……(生活文化局計量検定所検査課)……一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示
……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 都営住宅の廃止
……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……二
- 都営住宅の使用料の変更
……(同)……二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等
……(同)……五
- 特定都営住宅の廃止
……(同)……七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更
……(同)……七
- 都営住宅の駐車場の廃止
……(同)……八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更
……(同)……八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数
……(同)……八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……八

公 告

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……〇
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
……(建設局河川部指導調整課)……二
- 港湾施設の供用廃止
……(港湾局港湾経営部経営課)……三
- 港湾施設の供用中止
……(同)……三
- 港湾施設の供用開始
……(同)……三
- 東京都立海上公園の休園
……(港湾局臨海開発部海上公園課)……三
- 特ににぎわいの向上を図るべき地域の指定
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……三
- 東京都立海上公園の有料公園の無料公開
……(港湾局臨海開発部海上公園課)……四

規 則

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(三)に次のように加える。

キ 術前のS-I内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツズマブ静脈内投与の併用療法 一

回 一万三百円

告 示

ク キに掲げる併用療法に係る検査 一回 一万百円
この規則は、公布の日から施行する。

●東京都告示第七百九十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 国立市、東大和市及び瑞穂町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十九年六月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第七百九十六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 商 号 株式会社総合都市開発機構
 二 代表者氏名 代表取締役 古賀 恵二
 三 主たる事務 所 千代田区麴町四丁目五番地
 四 免許証番号 東京都知事(1)第九八八六四号
 五 免許年月日 平成二十八年三月四日

●東京都告示第七百九十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
野毛町アパート (1、2、3、4、5号棟)	世田谷区野毛一丁目二十四番	中層耐火 三三・〇平方メートル	一〇四戸
上石神井アパート (5号棟)	練馬区上石神井四丁目二十一番	五〇・五平方メートル	七〇戸
長房北アパート (76、77、78号棟)	八王子市長房町七百十九番地	三七・七平方メートル	一一〇戸
長房北アパート (79号棟)	同右	三六・四平方メートル	三二戸
八王子中野町アパート (13号棟)	八王子市中野山王三丁目十五番	三七・三平方メートル	三〇戸
八王子中野町アパート (14号棟)	同右	三三・四平方メートル	三二戸

●東京都告示第七百九十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年五月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート (26号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,700	152,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (31号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (34号棟)	新宿区戸山2	41.9	1	35,400	72,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (18号棟)	新宿区戸山2	36.3	1	30,800	66,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (29号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,800	63,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (30号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2	43.3	2	37,300	66,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	45,800
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	33,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,200
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,200
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,200
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,700	46,600
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,500	48,500
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	34,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (77号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	43,900
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,000	37,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,200	34,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	45,500
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,100	47,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	93,900
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート (3号棟)	大田区大森西3-10	51.0	1	43,400	70,900
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート (6号棟)	大田区大森西3-11	36.4	1	29,500	52,200
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート (10号棟)	大田区本羽田2-10	33.4	1	26,300	33,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,300
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート (21号棟)	大田区多摩川2-24	55.9	1	47,300	82,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (6号棟)	世田谷区代田1-10	42.3	1	35,100	65,100
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート (3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,400	51,900
一般都営	中層耐火	高円寺北一丁目アパート (8号棟)	杉並区高円寺北1-26	42.4	1	33,300	69,500
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (1号棟)	北区西が丘2-17	55.9	1	45,100	70,500
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (2号棟)	北区浮間2-26	51.0	1	41,800	75,800
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	52,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,200	54,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	25,800	43,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,000
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (2号棟)	北区赤羽西5-12	39.0	1	29,800	44,000
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	70,800
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (5号棟)	練馬区石神井台7-21	59.6	1	46,900	90,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (2号棟)	練馬区北町6-2	55.9	1	44,400	87,100
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート (1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	58,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (3号棟)	練馬区北町8-31	48.1	1	37,800	69,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,400	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (19号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	3	26,900	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (40号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	46,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	1	18,400	34,400
一般都営	中層耐火	貴井一丁目第3アパート (2号棟)	練馬区貴井1-45	55.9	1	44,100	83,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(1号棟)		足立区西保木間3-18	55.9	1	40,500	61,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)		足立区西保木間3-17	48.1	1	36,000	56,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	1	24,000	37,200
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(4号棟)		足立区島根4-20	51.0	1	37,600	63,200
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)		足立区弘道2-16	59.6	1	44,600	82,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(3号棟)		足立区弘道2-11	59.6	1	44,800	83,200
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)		足立区保木間1-24	33.4	1	22,900	36,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(20号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(13号棟)		足立区江北7-13	37.7	1	25,700	39,900
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(4号棟)		足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	ハツ木町アパート(17号棟)		足立区六木1-5	37.7	1	25,600	39,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(6号棟)		足立区南花畑4-11	33.4	1	22,900	37,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(11号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(4号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)		足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)		足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(15号棟)		足立区花畑8-5	36.4	1	24,500	36,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(19号棟)		足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(2号棟)		足立区花畑2-11	39.0	1	26,700	42,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(2号棟)		足立区西新井6-15	42.3	2	30,000	40,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	68,100
一般都営	中層耐火	東保木間二丁目アパート(3号棟)		足立区東保木間1-25	55.9	1	41,000	65,700
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)		葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,400	57,600
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(1号棟)		葛飾区鎌倉1-21	39.0	1	27,700	50,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)		葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,300	77,900
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)		葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,900	66,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	72,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(2号棟)		江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(2号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	3	28,100	47,400
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)		江戸川区東小松川3-21	39.0	1	29,500	41,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	76,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(2号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,400	63,600
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)		立川市富士見町6-56	52.4	1	28,700	53,100
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)		立川市富士見町6-51	50.9	2	28,300	56,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(10号棟)		三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,800	75,900
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)		三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,500	45,600
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(2号棟)		府中市栄町1-3	48.1	1	28,900	67,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	29,900	64,600
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(1号棟)		調布市富士見町4-6	51.0	1	31,100	71,400
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)		調布市富士見町4-6	62.1	1	37,900	87,000
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(4号棟)		町田市金森7-19	60.2	1	34,600	66,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(13号棟)		町田市成瀬7-10	56.8	1	30,600	60,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(4号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	3	30,400	59,500
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート(37号棟)		小金井市緑町3-11	59.6	1	36,300	77,200
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート(39号棟)		小金井市緑町3-11	59.6	1	37,400	82,800
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(1号棟)		小金井市中町2-1	61.3	1	39,200	94,200
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)		小金井市東町2-5	55.9	1	35,300	82,300
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(5号棟)		日野市平山4-20	33.4	1	15,100	29,300
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(6号棟)		日野市平山4-20	63.0	1	31,200	51,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(13号棟)		日野市新井842	35.7	1	15,900	31,100
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,800	101,400
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(14号棟)		国立市北3-22	48.1	1	27,400	58,500
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)		国立市東3-3	51.0	1	29,800	73,100
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(5号棟)		西東京市緑町3-8	60.5	1	37,900	82,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(1号棟)		西東京市西原町1-7	48.1	1	29,700	65,400
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,000	76,300
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(13号棟)		西東京市田無町7-6	42.3	1	23,800	52,000
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート(6号棟)		西東京市東伏見2-16	55.8	1	36,800	83,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(23号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)		清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	53,700
一般都営	中層耐火	中清戸アパート(1号棟)		清瀬市中里5-1064	33.4	1	15,600	26,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）	
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（1-2-2号棟）	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,700	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-2号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-3号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-3号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-4号棟）	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,400

●東京都告示第七百九十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

宮前三丁目アパート (15号棟)	杉並区宮前三丁目八番	中層耐火	三四・六平方メートル	一六戸	三〇、六〇〇円	八四、一〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三五、七〇〇円	九八、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	四戸	四一、九〇〇円	一一五、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四二、二〇〇円	一一六、五〇〇円
宮前三丁目アパート (16号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	八戸	三〇、六〇〇円	八三、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	一六戸	三五、七〇〇円	九八、一〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	四戸	四一、九〇〇円	一一四、九〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四二、二〇〇円	一一六、四〇〇円
王子三丁目アパート (1号棟)	北区王子三丁目二十三番	高層耐火	五七・一平方メートル	同右	五〇、五〇〇円	一三八、五〇〇円
同右	同右	同右	三四・六平方メートル	三一戸	三二、〇〇〇円	六九、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三七、四〇〇円	八一、六〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	一一戸	四四、二〇〇円	九六、八〇〇円
王子三丁目アパート (2号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	五六戸	三二、〇〇〇円	六九、二〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	八戸	三七、四〇〇円	八〇、九〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四四、二〇〇円	九五、九〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	五二、八〇〇円	一一四、三〇〇円
東堀切二丁目第4アパート (1号棟)	葛飾区東堀切二丁目二十三番	同右	三四・六平方メートル	四二戸	二九、一〇〇円	五九、三〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三四、〇〇〇円	六九、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	二二戸	三九、九〇〇円	八一、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	一四戸	四〇、二〇〇円	八二、一〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	二八戸	四八、一〇〇円	九七、九〇〇円

名称	位置	構造及び規模	戸数	東京都知事 小池 百合子		
<p>●東京都告示第八百号 次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>						
<p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。 平成二十九年四月二十八日</p>						
南小岩二丁目アパート (18号棟)	江戸川区南小岩二丁目十五番	中層耐火	三四・六平方メートル	一六戸	三〇、四〇〇円	七八、四〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三五、五〇〇円	九一、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	四戸	四二、一〇〇円	一〇八、五〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	五〇、三〇〇円	一二九、四〇〇円
南小岩二丁目アパート (26号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	一〇戸	三〇、四〇〇円	八〇、一〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三五、五〇〇円	九三、六〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	五戸	四二、一〇〇円	一一一、〇〇〇円
<p>東京都知事 小池 百合子</p>						
東大泉アパート (3号棟)	練馬区東大泉三丁目六十番	中層耐火	四六・六平方メートル	三三戸		
東大泉アパート (4号棟)	同右	同右	四一・三平方メートル	一〇戸		
東大泉アパート (5号棟)	練馬区東大泉三丁目五十八番	同右	同右	同右		
東大泉アパート (6号棟)	練馬区東大泉三丁目五十九番	同右	四六・六平方メートル	三三戸		
上石神井アパート (3号棟)	練馬区上石神井四丁目二十一番	同右	四二・三平方メートル	一六戸		
<p>●東京都告示第八百一号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一</p>						
<p>条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年五月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。 平成二十九年四月二十八日</p>						
<p>東京都知事 小池 百合子</p>						

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(9号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,800
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(20号棟)	大田区萩中3-27	36.4	1	29,500
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800

●東京都告示第八百二二号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
八幡町第2アパート駐 車場	東久留米市下里二丁 目四番	三区画

●東京都告示第八百三三三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
花畑第4アパート駐車 場	足立区花畑八丁目三 番ほか	九七区画
吉祥寺北町四丁目第3 アパート駐車場	武蔵野市吉祥寺北町 四丁目一番	二三区画
忠生四丁目アパート駐 車場	町田市忠生四丁目九 番地	四三区画
諏訪団地五丁目駐車場	多摩市諏訪五丁目二 番地	一七三区画

●東京都告示第八百四四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
東堀切二丁目第4アパ ー卜駐車場	葛飾区東堀切二丁目 二十三番	二三区画

●東京都告示第八百五五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

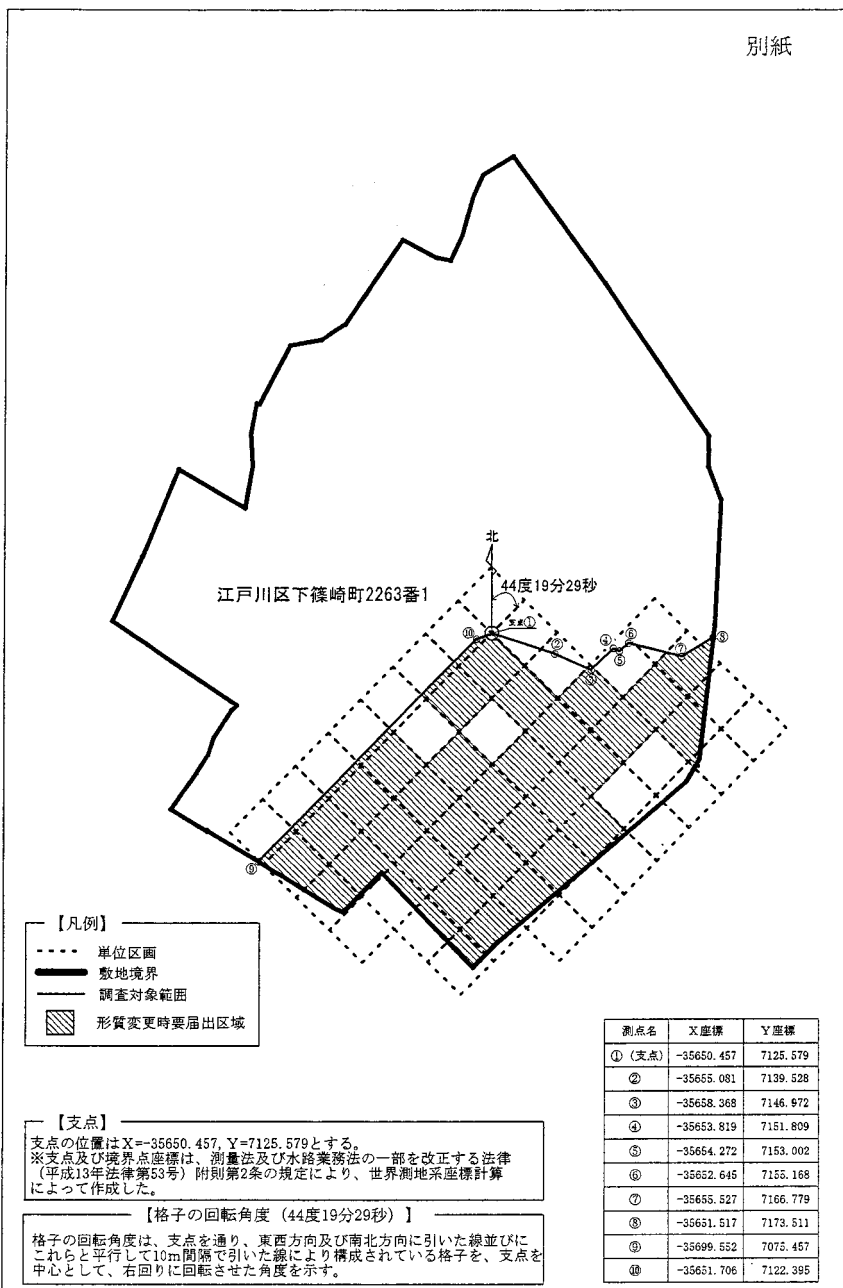
平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区下篠崎町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別紙



●東京都告示第八百六号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 るばならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十八日

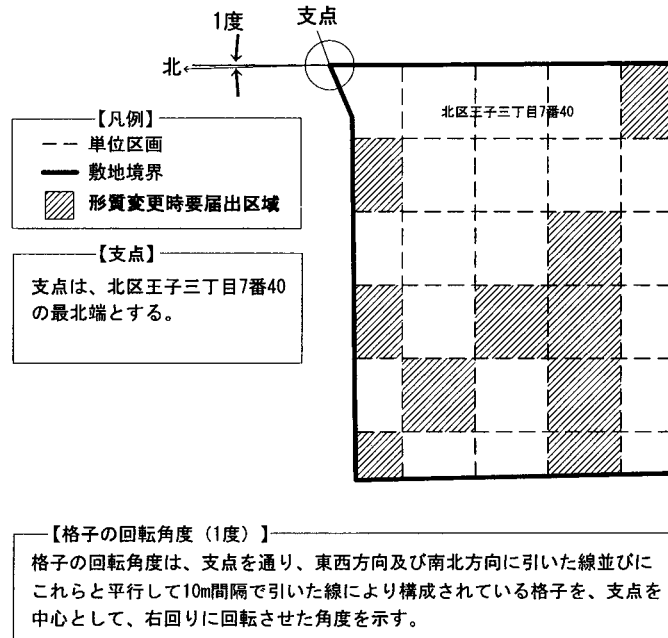
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区王子三丁
 目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
 物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



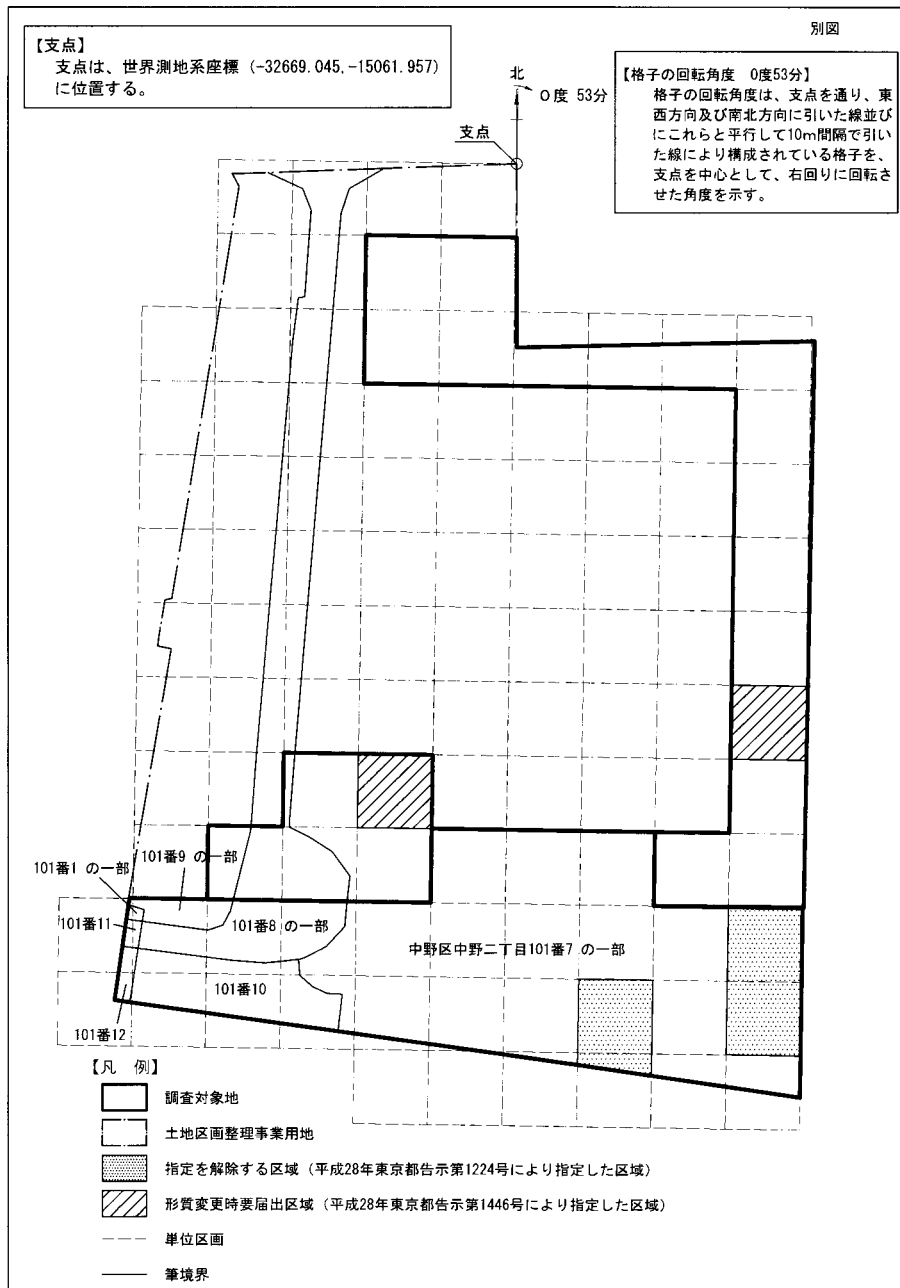
●東京都告示第八百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第十二百二十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区中野二丁目内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第八百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十九年四月二十八日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 区域の名称

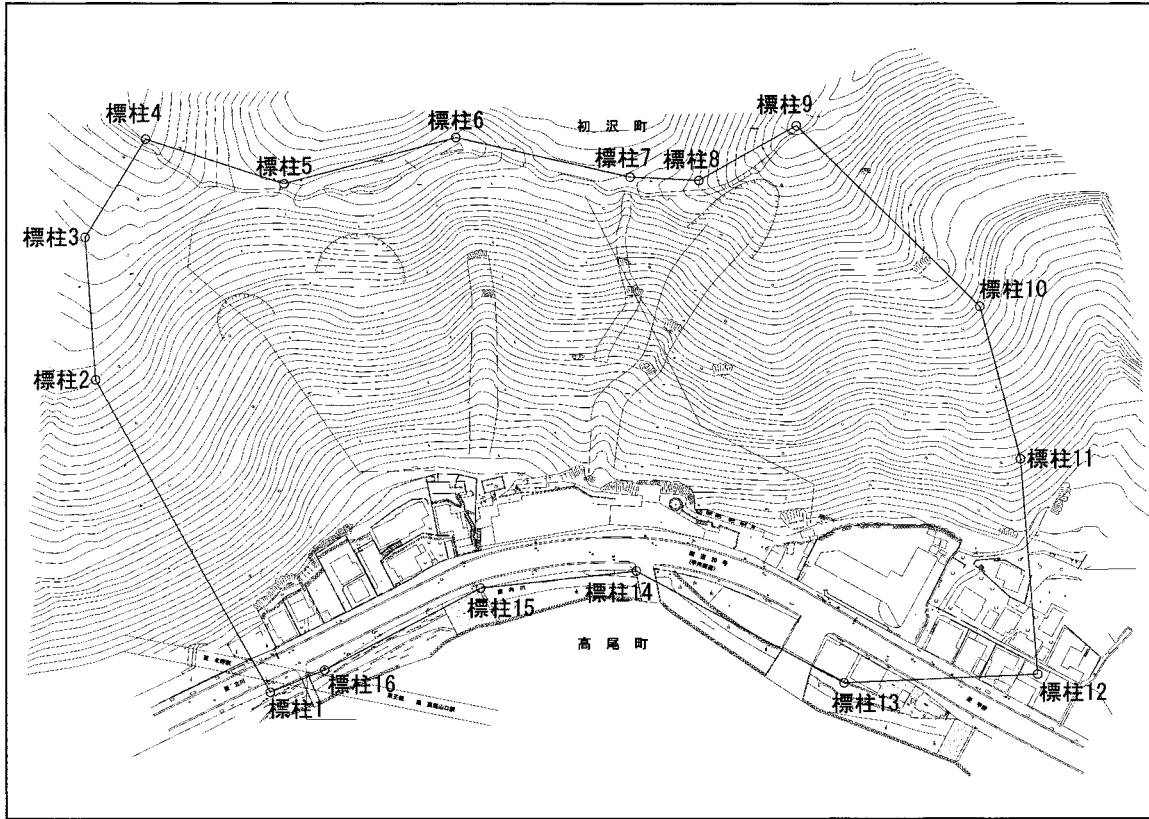
八王子市高尾(2)地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号とを結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)
八王子市高尾町

- 一七九七番一地先道路敷 一号
- 一七七七番一 二号
- 一七七七番二 三号
- 一四二九番一 四号から九号まで
- 二二一〇番 十号
- 二二〇九番 十一号
- 自二二六四至二二八一・自二二八四至二二九〇合併二 十二号
- 二二六四番五 十三号
- 河川三地先道路 十四号及び十五号
- 河川一地先道路 十六号

別 図



八王子市高尾(2)地区 急傾斜地崩壊危険区域
八王子市高尾町地内

●東京都告示第八百九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十九年四月三十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

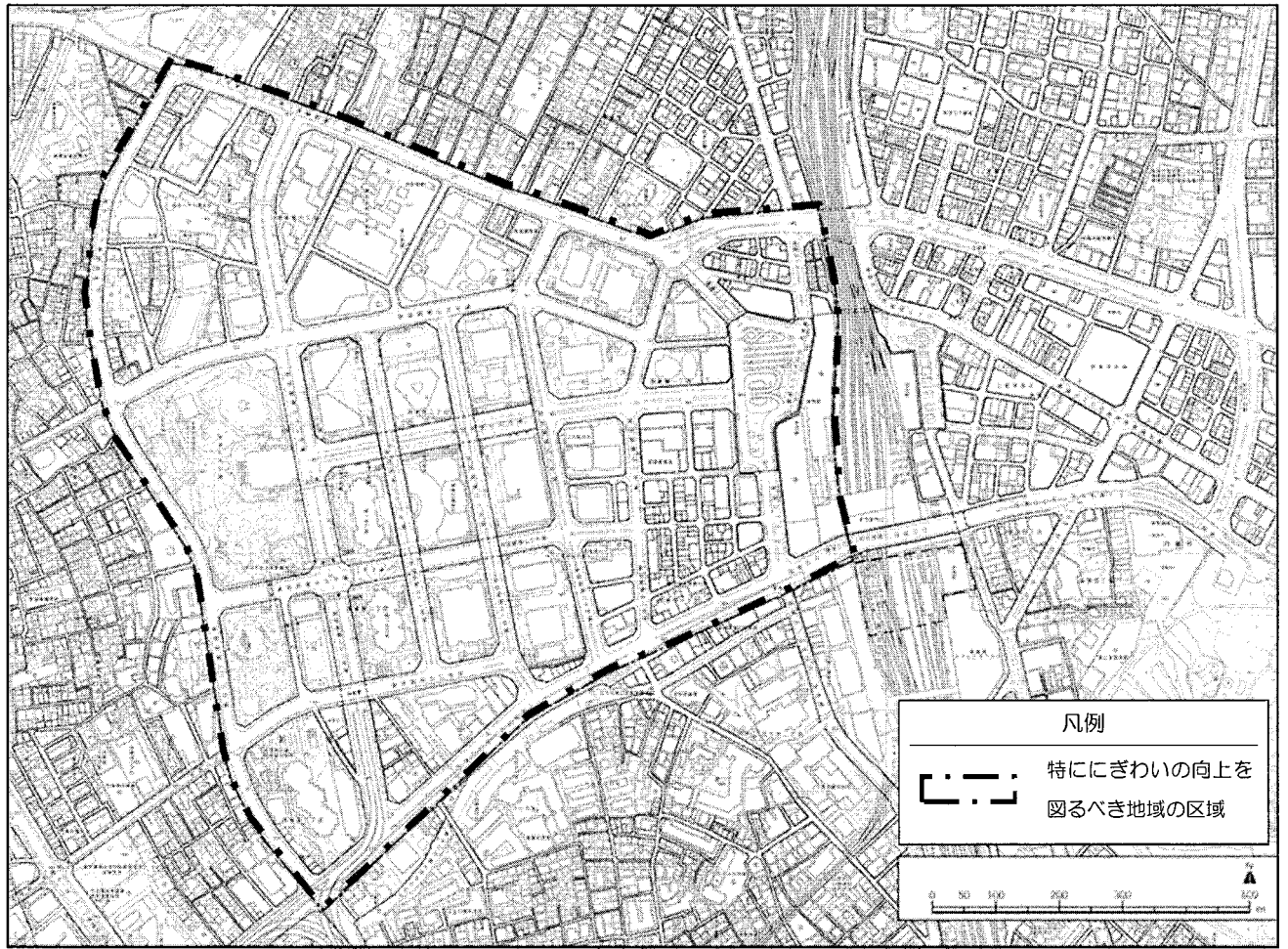
種類	名称	級別	規模	構造	所在地
上屋	十号ふ頭 一号上屋	二級	六、五二 一・五〇 平方メー トル	鉄骨耐 火構造 平屋建 一部中 二階	江東区有明四 丁目七番五号
荷役 連絡 所	十号ふ頭 第一荷役 連絡所	二級	三六五・ 〇〇平方 メートル	同右	同右
港湾 労働 者用 厚生 施設	港湾労働 者十号ふ 頭一号上 屋休憩所	一級	一五〇・ 〇〇平方 メートル	鉄骨造	同右
野積 場	十号ふ頭 一号上屋 背面野積 場	一級	五、一七 八・〇〇 平方メー トル	アスフ アルト コンク リート 舗装	江東区有明四 丁目七番

●東京都告示第八百十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

東京都立海上公園の有料公園の無料公開について

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第一百七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり無料公開する。

平成二十九年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 無料公開する有料公園

東京都立東京港野鳥公園

二 無料公開日

平成二十九年五月二十八日